

香川県条例第26号

香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例及び香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
(香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例(昭和58年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第25条の30第1項において準用する法第7条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(流域下水道の構造の技術上の基準)</p> <p>第2条 法第25条の30第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第6条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第7条 法第25条の30第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)～(6) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第25条の18第1項において準用する法第7条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(流域下水道の構造の技術上の基準)</p> <p>第2条 法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第6条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第7条 法第25条の18第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)～(6) 略</p>

(香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(流域下水道事業の設置等)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 流域下水道事業の施設として設置する流域下水道(下水道法(昭和33年</p>	<p>(流域下水道事業の設置等)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 流域下水道事業の施設として設置する流域下水道(下水道法(昭和33年</p>

法律第79号) 第2条第4号に規定する流域下水道をいう。)の名称、処理区及び流域関連公共下水道(同法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道をいう。)の処理区域(同法第2条第8号に規定する処理区域をいう。)の存する市町は、次の表のとおりとする。

略

法律第79号) 第2条第4号に規定する流域下水道をいう。)の名称、処理区及び流域関連公共下水道(同法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道をいう。)の処理区域(同法第2条第8号に規定する処理区域をいう。)の存する市町は、次の表のとおりとする。

略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。